

環境影響評価審査書

4 4 平塚都市計画土地地区画整理事業真田・北金目特定土地地区画整理事業

I 総括事項

平塚都市計画土地地区画整理事業真田・北金目特定土地地区画整理事業（以下「本件事業」という。）は、平塚市真田1-1番地ほかの面積68.7ヘクタールの土地（以下「実施区域」という。）において、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、良好な住宅市街地を形成することを目的として実施される土地地区画整理事業である。また、実施区域は、昭和54年3月、都市計画法に基づき市街化区域へ編入されるとともに第一種住居専用地域に用途指定され、同時に大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による土地地区画整理促進区域として都市計画決定されている。なお、本件事業は都市計画法に基づき都市計画に定めようとする事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく事業者は、本件事業を都市計画に定めようとする神奈川県知事となるが、実際に実施するのは事業実施予定者である住宅・都市整備公団である。

実施区域は、平塚市北西部の秦野市境近くに位置し、また、北側を流れる大根川と南側を流れる金目川に挟まれた北金目台地の北端を占めている。

実施区域内の土地利用状況は、実施区域の面積の約半分を占める畑地が台地上に緩やかな起伏を伴って広がり、台地周辺部には、北東側から東側の実施区域界にあたる県道612号（上粕屋南金目線）沿道や実施区域の南境に既存集落を中心とした住宅地が連なっている。また、台地周囲の斜面上には、社寺林、屋敷林などの樹林地が多く、この存在は、実施区域の自然環境や景観の保全に大きな役割を果たしている。

一方、実施区域周辺の状況を見ると、西側は市街化区域であり第一種又は第二種住居専用地域に指定され、一般住宅や東海大学が隣接して立地している。また、西側地域以外は市街化調整区域に指定されており、県道612号沿い等の一部の住宅地や小学校を除き水田や畑地の続く田園地帯が広がっている。

また、実施区域及びその周辺には、昭和34年一部発掘調査が行われ、現況は畑地等として利用されている塚越古墳をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地が広く分布している。

県が、神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」においては、実施区域及びその周辺の地域環境づくりの方向として、「台地丘陵地は、森林等の保全と創造が重要」としている。また、歴史的・文化的遺産については、「そのおかれている場を十分な広さでとらえ、そこに息づいている自然を保全することにより、はじめて効果的な保護が可能」となるとともに、「まちづくりのシンボリックな役割をもたせるなど、現代都市機能の中に取り込み活用を図る」ことも大切であるとしている。

本件事業は、このような地域において土地地区画整理事業を実施し、土地の形状の変更を広範に行うものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一には、台地周囲の斜面部の樹林及び屋敷林等の保全である。

実施区域内のこれらの樹林は、土地利用計画や造成計画において極力保全するよう配慮を行うとしているが、これらの樹林には年輪を重ねた大木も多く、生態系の維持あるいは景観の保全に重要な役割を担っているため、その保全には最大限努力する必要がある。

第二には、埋蔵文化財の保存と活用である。

実施区域は、埋蔵文化財の豊富な場所であり、塚越古墳及びその周辺を除き、多くが造成区域に含まれている。このため、事業実施に先立って行われる発掘調査は特に慎重かつ綿密に行う必要があり、さらに発掘された埋蔵文化財については、その歴史的、文化的重要性を認識し、保存等について関係機関と十分協議する必要がある。

第三には、工事中の環境保全である。

工事は約8年間という長期間を予定していること、また、開発面積が広いことから、大型工事用機械の稼動に伴う騒音・振動の発生や工事用車両の通行による交通量の増加等の影響が懸念される。実施区域及びその周辺には、居住地や教育施設が立地しているため、こうした工事に伴う影響を軽減させる対策を最大限講じる必要がある。

最後に、本件事業は土地地区画整理事業であり、基盤整備後の宅地に建築物を建設するのは、換地処分を受けた個々の地権者や保留地の購入者となる。このため、本件事業に係る環境影響評価手続を通じて示される環境保全上の配慮

などを将来にわたって有効に機能させるためには、都市計画法に基づく地区計画の導入など、適切な対応が必要と考えられる。また、環境影響評価手続の結果を地権者や保留地購入者に積極的に周知し、平塚市等とも協力して、環境保全上の見地から適正な配慮がなされるよう努めることも必要である。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁 ー外観

予測評価書案によれば、工事中の降雨に伴い発生する濁水については、調整池では約85パーセントを占める粒径0.03から0.04ミリメートル以下の土粒子が除去できないため、集水区域ごとの調整池の他に十分な容量を持つ仮設沈砂池等へ導水し、自然地下浸透等により処理し、実施区域外への土砂や濁水流出を防止するとしている。しかしながら、仮設沈砂池等では実施区域の土質の粒度分布で約40パーセントの含有率を占める粒径0.005ミリメートル以下の粘土について、自然沈降させるために十分な水面積を確保することは現実として困難であり、ほとんど除去されないと考えられることから、仮設沈砂池等での堅樋によるろ過や凝集沈殿処理について検討すること。

2 騒音 ー建設作業騒音

実施区域には、近接して教育施設が立地しており、工事中の騒音の影響が懸念される。このため、建設作業騒音が当該教育施設における授業等教育環境に与える影響について、教室配置等を踏まえた予測評価を行い、結果によっては低騒音型及び小型の建設機械を使用するなどの騒音低減対策を講じること。

また、実施区域周辺の住宅への建設作業騒音の低減対策として、必要に応じて遮音塀を設置するとしているが、その設置範囲、期間及び予測に用いた減衰量の計算方法を明らかにし、騒音を低減するための効果的な方法を具体的に検討すること。

なお、一日の建設作業時間についても明らかにしておくこと。

3 植物・動物

実施区域北側の天徳寺周辺は、ケヤキやタブノキの大木のほか、分布地としては北限とされ、県内では自生範囲も限られている種であるモクレイシが確認されている貴重な樹林地となっており、また、昆虫類や鳥類等の生息場所としても大変貴重な存在と言える。したがって、この大木や樹林地の保全方法及びより多様な動物の生息に配慮した環境づくりについて検討すること。

4 文化財

実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地9か所が確認されており、埋蔵文化財が豊富な場所と考えられる。このため、事業実施に先立って行われる発掘調査については、特に慎重かつ綿密に行うとともに、発掘された埋蔵文化財の保存については、関係機関と十分協議すること。また、公園、道路（歩道）等の公共施設を利用し、表示板やモニメントにより埋蔵文化財を紹介するなど、市民が地域の歴史と文化にふれあえる方策について検討すること。

この他、予測評価書案によれば、塚越古墳及び周辺は近隣公園として現況の地形を保全するとしているが、保全する範囲及び保全方法を関係機関と十分協議すること。

5 景観

実施区域の台地部を取り囲む斜面には、緑豊かな大木の樹林や屋敷林が存在している。これらの斜面部の樹林及び屋敷林の緑は、実施区域西側の既存市街地から展望した場合、事業実施に伴い新たに形成される市街地をふちどり、街のまとまりを感じさせる重要な要素の一つであり、また、遠景の丹沢山地の緑と一体となった田園景観の形成に重要な役割を担っているため、事業の実施にあたっては、これらの樹林の効果的な保全方策について検討し、将来にわたって保全できるよう最大限努力すること。

6 安全ー交通安全

予測評価書案によれば、工事用車両が実施区域南側に近接する県道62号（平塚秦野線）の道路交通に与える影響を予測評価するに当たり、現況道路のピーク時における将来推定交通量に対する工事用車両の寄与率を算出し、その寄

与率が約1パーセントと小さいため、交通流に著しい影響は与えないとしている。しかしながら、当該路線は朝夕の混雑が著しく、とりわけ朝8時から9時の時間帯における将来推定交通量は、当該路線の可能交通容量を超えている。したがって、工事用車両の運行に当たっては、地域の交通安全に配慮し、当該路線の朝夕の混雑時を避けるなど、運行計画を見直すこと。